

第2回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日時】平成31年3月19日（火）13時30分～15時

【場所】伊予市役所3階 庁議室

【出席者】

委員会委員：武内英治、橘慶子、重松安晴、梶原辰規、小西千鶴子、相田春代、藤本健志
以上7人

事務局：総務課（課長 河合浩二、課長補佐 向井功征、係長 坪田考宣）

【欠席者】

上岡幸子

【次第】

開会

1 説明事項

- (1) 伊予市協働の指針について
- (2) 地域担当職員制度について
- (3) 伊予市地域まちづくり交付金制度について

2 その他

閉会

【内 容】

開会

1 説明事項（伊予市協働の指針について）

議長： それでは、議事を進行したいと思います。よろしくお願いいたします。

議事の進行につきまして、1点お願いがございます。議事進行中の発言につきましては、挙手いただきましたら事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通じて御発言いただきますようお願いいたします。

なお、今回、伊予市長より伊予市協働の指針の策定について諮問を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、会議の円滑な進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

次第の3、説明事項の(1)伊予市協働の指針について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、伊予市協働の指針について御説明申し上げます。

まず、この指針の構成について申し上げ、その後、各章ごとに説明を行いたいと思っております。

なお、御質問につきましては、本指針の説明を一通り全部させてもらったと思いますので、それが終わってからというようなことでお願いしたいと思えます。

それでは、本指針の構成ですが、大きく分けると4つから成っております。1つ目が協働が必要となった背景、2つ目が協働が意味するものとその効果、3つ目が協働の基本原則と実施方法、4つ目が協働の進め方、大まかに言うと4つから成っております。

それでは、本指針（案）に沿って御説明しますので、お手元の伊予市協働の指針をごらんください。

表紙をあけていただきまして、はじめにですが、ここでは新伊予市が誕生してから10年以上、13年ほどたつのですけれども、少子・高齢化、人口減少などに起因して、さまざまな問題、例えば学校の統廃合、商店街の衰退、空き家や耕作放棄地の増加など、そういったものが増えているというような本市の問題をあげながら、行政としても財政状況が厳しさを増しております、現在の状況の中で、今後、どのようにまちづくりを進めていくべきかというようなことを問題提起として書いております。

次が目次となりまして、あけていただきまして、1ページ、1. 策定の背景でございます。ここでは、先ほどの問題提起に続きまして、それまでは地域で起こった問題は地域住民同士のお話し合いによって解決していたというようなことが大きかったかと思うんですけども、現代社会においては、住民同士の結びつきがやや弱くなっている傾向にあるということに加えまして、価値観が多様化、複雑化しているというために、行政が行ってきた公平、一律のサービスの手法では、市民ニーズに十分に応えられなくなりつつあるというような状況や、行政自体も、先ほど申しましたけれども、財政状況が厳しさを増しております、公的活動の全てを担うというようなことが困難になっているという状況を説明しております。

その下のところの表で、人口の推移、平成7年から国勢調査のほうの数字を拾ってきてるんですけども、20年間の変化をあげております。人口では9割に減

ったと、人口構成では年少人口が減って、老年人口が増えているというようなこと、また一番下の2行なんですけれども、世帯数が増えているのに、1世帯の人数が少ない、これは核家族が進んでいるということをあらわしております。

続きまして、こうした状況の中、これらの課題を解決するため、その手法として考えられたのが協働ということになります。2ページの2. 策定の目的でございます。社会が多様化、複雑化する現代社会では、より市民ニーズに即したサービスを受けるためには、市民が直接公益活動の担い手となって行政と連携する協働によるまちづくりが必要となることを説明しております。そして、指針を策定する目的としましては、(1)共通の理解を深める、(2)市民活動が活発化することで地域コミュニティが活性化される、(3)市民に参画していただく、(4)市民及び行政職員の意識改革を促すというようなことを4つの目的として掲げております。

なお、協働の説明を行う上で基礎となる「市民」、「まちづくり」、「市民活動」の3つの言葉について下のほうに注意書きで定義しております。

続きまして、3ページの3. 協働とはです。2で、先ほど今後は協働が必要になってくると説明いたしましたが、その協働の意味について説明しております。協働とは、市民、行政を初め、まちづくりにかかわる多様な主体が、相互信頼や尊重のもとでそれぞれの責任や役割を分担し、連携、協力してまちづくりを行うことであると定義しております。

協働することで、市民は市民ニーズを行政に対して発信することが可能となります。それによって、ニーズに応じたサービスが受けられる可能性が高まるということでございます。一方、行政においてもニーズに応じたサービスを提供することで、効率的、効果的な行政運営が可能になることを説明しております。また、市民が地域に関心を持つきっかけをつくるということになりますので、住民自治意識の醸成にもつながっていくものと考えております。

ここで、協働の取り組みが本市でどう位置づけられているのかを説明したものが下にあります。4. 協働の位置付けでございます。本市の最高規範である伊予市自治基本条例で協働に関する定義が前文及び各条において説明されておりますが、第4条の3項及び第20条において協働を推進する根拠が示されております。

続きまして、まちづくりの基本構想である伊予市第2次総合計画、こちらのほうが市がこれからの事業計画とかを立てていく中でつくっていく計画でございますけれども、その計画の中で「参画協働推進都市の創造」ということを基本目標に掲げまして、協働のまちづくりを推進することになっております。

続きまして、協働を実施することでどのような効果が期待されるのかを説明したものが4ページの協働に期待される効果でございます。協働を実施することで得られるメリットについて、各実施主体ごとにあげております。

まず、市民のメリット、こちらは個人と団体のほうに分けているんですけども、個人としての市民としては、主にニーズに即したサービスが受けられるようになることや、地域活動に対する社会的理解が受けられるということをおあげております。

続きまして、市民活動団体、こちらのほうは団体が行う活動の認知度や信頼度が上がるほか、地域団体が行う公共サービスの提供が事業に発展する可能性が期待されることをあげております。

続きまして、地域社会のメリットでございます。地域社会のメリットでは、地域に生きがいつくりや自己実現の場ができること。また、協働の過程を通じて人間関係が深まるため、地域社会に連帯感が生まれるという効果が期待されております。

続きまして、行政のメリットですけれども、こちらは市民ニーズの的確な把握が可能となることから、事務や財源などの効率化が図られまして、また、市民との対話を通じた信頼関係も構築されるということをおあげております。

続きまして、5ページなんですけれども、本市の協働に関する意識調査を実施しておりますので、参考資料として記載しております。ホームページ、広報などにも一部は載せていたんですけれども、ごらんいただいたように、伊予市の市民満足度調査というものをこの30年度に実施しております。協働という言葉や協働の活動実態について調査しておりますが、約半数の人が協働という言葉を知らない、または協働という活動をしたことがないと回答されており、協働の認知度や協働の意識が十分にはまだ浸透していないというような結果となっております。

続いて、6ページの6. 協働の推進についてでございます。ここでは協働の理解を深めるため、協働のイメージを図示しております。

最初の図は、まちづくりにおける行政と市民の関係性をあらわしたもので、協働を進めることによって、従来は一方的な市民からの要望に対して、行政が要綱や要領、また規則などに基づいてサービスを提供するというものであったものが、協働をすることによって市民の方の意見などが入ってきますので、その中でできる範囲で住民の方のニーズに沿ったものにサービスを変えていけるというようなメリットがあると、それが双方向な関係というようなことで書いております。

続きまして、7ページの表では、協働の領域に関する総合的なイメージ図を記載しております。市民ニーズに即したサービスを提供していくためには、それまでの行政が担ってきた公共的部門に多様な市民が参加していただく「新しい公共」という、既存の公共から新しい公共という領域を増やしていくことが必要となります。その中で、協働の範囲は先ほどからお伝えしている市民と行政による連携の部分、つまり中央の赤破線の部分となります。

こちら、協働には種類が幾つかありまして、どちらが主導するかによって、市民主導であり、市民・行政対等、行政主導の3つに分かれます。このイメージ図では、協働の内容や形態、実施方法などについてあらわしております。中を詳しく説明したら時間がないので、また後ほど御確認いただけたらと思います。

次に、8ページですけれども、協働を行う際の実施方法について記載しております。実施する事業の目的や内容によってふさわしい方法を選択することが重要となります。

この表では、上段ほど市民が主導する際に行われる方法、下段に行くほど行政が主導していく際にとられる方法を記載しております。先ほどの協働の領域のイメージと合わせて、また御確認いただけたらと思います。

実施方法、後援とか補助・助成、委託とか、聞きなれた言葉もあると思います。内容についてはまた御確認していただけたらと思います。

続きまして、協働に関するルールを定めたものが9ページの7. 協働の基本原則となります。協働には、市民と行政など異なる主体が行う活動となるため、円滑に事業を実施するためには共通のルールやマナーというものが必要となっております。本指針では、協働の原則を7つあげております。この原則をもとに活動を実施する必要があり、お互いが対等な立場に立って相手を尊重すること、協力関係は持ちながらもそれぞれの役割のもと自主的に活動すること、また活動の透明性を図るため、情報の公開を積極的に行うことなどをあげております。

次に、10ページでございます。地域課題を解決するための協働事業にはさまざまなものがございますけれども、効果があらわれやすい分野をあげております。

1番、地域の実情に合わせて柔軟な対応が必要なもの、2、地域と密接な連携が必要なもの、3、専門性などによって行政とは異なる発想ができるもの、4、合意形成が必要な分野、5、今までに取り組みがなかった先駆的な事業、こういったようなものがあげられるんですけれども、例として、その下に何々事業とか、何々活動とかというようなことで例示をしております。まあ、こう

あげているんですけれども、こちらも社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に取り組んでいく必要があるということが言えると思います。

続きまして、11ページの8. 協働の進め方でございます。協働を進めるためのプロセスを説明しております。

最初に、実施する目的に沿ってパートナーを選ぶこと、続いて事業効果を検討した上で協働を進めることが必要ということを書いております。また、事業を実施する際に出てきた課題について話し合い、改善しながら、次の協働につなげていき、協働の質を上げていくということが重要であることを、一番最後、結果をフィードバックというところにも書いていると思うんですけれども、その重要性を説明しております。

最後になるんですけれども、12ページのおわりにです。ここでは、協働の取り組みの重要性を再度説明しております。

中に書いているんですけれども、6行目ですかね、それぞれが地域に対して「我がこと」として関心を持ち、市民活動に自主的・主体的に参加していただくことが重要ということを書いております。無関心から関心へということで、このキーワード、地域の市民の方、行政もなんですけれども、持っていただくと、これが重要であると思います。この協働の経験を積むことによって、本市における連帯の意識が高まりまして、地域力の向上と持続可能性が高まることを説明し、結びとしております。

なお、この現在の案には書かれておりませんでした。協働を進める上で行政による支援策というものが非常に重要になってくると思います。後ほど説明をいたしますけれども、それが人的支援としての地域、先ほど言われました地域担当職員制度であり、財政的支援としての伊予市地域まちづくり交付金制度ということになるかと思います。

つきましては、今後の委員会で御協議いただく中でのこととなりますけれども、実際にこの両支援策が運用されるようになりまして、行政による協働推進支援策として、本指針に追加することを検討しておりますことをお伝えさせていただきます。

足早に進めさせていただいたんですけれども、以上で伊予市協働の指針についての御説明を終わらせていただいたらと思います。よろしく申し上げます。

議長：事務局からの説明につきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。

委員：すみません。

委員長：マイクがないので、挙手の後、できるだけ大きな声で御発言いただけたらと思います。

委員 : 10ページですけれども、事例が出てますがと言ったのは。

事務局 : この下にある例って書いてある。

委員 : そのことですか。

事務局 : そのことです。子育て支援であったり、一例ですんで、全てを網羅しているわけではないんですが。

委員 : はい、わかりました、すみません。

事務局 : 市民の方にも見ていただくような形になりますので、何か語句、これはちょっとわかりづらいとか、補足したほうがいいんじゃないかとか、レイアウトはこういったほうに変更したほうがいいんじゃないかとか、そういうようなことがあったらまた御意見いただけたらと思うんですが。

議長 : 委員長でも構わん。

事務局 : はい。

議長 : 11ページの協働の進め方の前段階の部分で、協働を実施するためのパートナー探し、現実的にはこのパートナーっていうのはどういう団体を指すんですか。

事務局 : イメージしているのが、協働というのは市民と行政のほうが連携してというようなものが前提にあるんで、パートナーというのは市民の方が、まちづくりとか、ふだんの生活の中でこういうふうなことがしたいということがあったら、行政のほうのこういうのだったら行政ではここの部署が担当しているというようなものになるかと思うんですけど、そういったような……。

議長 : 結局パートナーというのは行政。

事務局 : 行政ですね。市民の方、市民が主体という。

委員 : 二人ですとか、そういうこと。

議長 : 今書かれておりますパートナーというのは行政の部署のことを考えられておるんですか、行政ではない。

事務局 : 一応そうですね、私の捉え方なんですけど、それにつけ加えて、市民団体でも同じような活動をされている方がいらっしゃると思うんで。そういった方と連携しながら、行政と連携していくと。

事務局 : すみません、若干の補足をさせていただいたらと思います。

この後の地域担当職員制度、あるいはまちづくり交付金制度ともかかわりがあることなんですけれども、基本的に協働事業の推進に当たって、伊予市の方針としては、まず住民自治組織、こういうところが1つ大きな中心的な役割を担ってくるんだというふうに考えております。

先ほど言いましたパートナーというところなんですけれども、我々から見ると住民自治組織は、今伊予市では佐礼谷1地区のみなんですけれども、そちらの

中にはさまざまなボランティア団体から始まって、コミュニティー組織とか、あるいはNPOなんかも想定される分野になってまいります。そして、民間事業。いわゆる住民自治組織の活動エリア内でそういったさまざまな団体が横並びの連携をとることで、今まで行政だけではなかなかできなかったものが、その地域ごとの、いわゆる課題が違う、異なった課題に対して速やかに対応できるようになる。

例えば、伊予市で言えば、南伊予の地域と佐礼谷の地域では置かれている状況も全然違いますし、直ちにやりたいなということも違ってくると思うんです。ところが、行政に対して要望がありまして、何かの制度をつくってほしいというところ、行政のほうは公平性というところを求められますので、伊予市中に同じ制度をしくわけです。補助金制度にしてもそうですし。ところが、こういった協働事業でやりたいということで、住民自治組織なんかを窓口にさせていただいたら、そこに対して大きな予算をつけることによって、その地域ごとである程度予算配分ができる。最終的にはそういうところで自主的運営、そして小さな市役所の代わりとして。行政であればこれ民地やけん、ここの舗装はできないとかということでも、ここは里道に近いきん、この組織のお金使おうやとか、もっと弾力的な運用もできるかなあと。公共交通なんかは、久万高原町のまちづくり協議会、こちらなんかも先日新聞に載ってましたけれども、公共交通に取り組んでみたりとか、そういう自主的な事業も展開できる、その地域ごとに展開できるということがありまして、大きくは協働の基本的なスタンスというのはそこだろうというふうに考えております。

議長：ありがとうございます。

その他。

委員：はい

議長：どうぞ

委員：8ページのところなんですけど、補助・助成というところなんですけど、私一協議会に入ってます、総会の前の昨日、役員会がありまして、そのときに、助成金を組織としていただいています、やっぱり伊予市の経済もよくないということで、一割カットのお話をいただき、みんなでそれは仕方ないねと賛同したんですけども、そこについてくださる市の職員の方は、私たち協議会の予算から出していただけてもら、なぜなら付き添っていただける人たちの参加費が市から出ないからということを知りました。その後、研修のときにも、その職員と一緒に同行していくわけにはいかないということを知ると、協議会も多分、どこの協議会も皆さん年をとった人ですから、ちゃんと

した職員がついていかなければ研修ということで成立しないところを、それも保険の関係があって無理だって言っているんですけど。そういう話を聞いた昨日の中で、ここの協働という意味とちょっと反比例があり過ぎて、幾ら予算がなくても、これからみんなが立ち上げた協議会を続行しようと思うなら、市のほうもやっぱりいろいろ私たちの手助けをしてくれるところを考え直してほしいなと思うんですが。助成金の1割カットはどの協議会も仕方はないと思うけど、助けてくれたことまでもうできないというのはちょっと協働というところからすぐずれてくると思うんですけど、もう一度見直していただきたいと思います。

議 長 : 今のことに関して事務局のほうで。

事務局 : 財源のお話が出ました。非常に厳しい状況にあるというのは我々職員も共通の認識でやっておりますし、ちょうど財政改革のプロジェクトチームなんかも立ち上げまして、これをどうしていくかというのを協議しているところです。

こういった中で、本当に当初予算を編成するのにも相当苦労しているというのが実情でして、そのしわ寄せと言ったらいけないんですけども、市民の皆様にも大変御迷惑をおかけをしているというふうな状況があります。

これ市役所全体の方針といいますか、まずは財政状況というのも立て直しといいますか、全般的に業務、今やっている事務事業そのものを取捨選択していかなければもう1割カットとか2割カットではいかんのかなというところぐらいにおるんじゃないかと思います、個人的に。そういう中で、できれば早い時期にそういうことが行われるように、プロジェクト会の事務局あたり含めて会の中でもそういうようなことを発言してまいりたいと思いますし、それから改めてどの事業を推進していくかということにもなってこようかと思えます。

そういう大きな財政の見直しの中で、先ほども申しあげましたこの住民自治組織の推進という中で、例えば市単独補助金をたくさん個別で出しておりますけれども、そういったものも全部まとめて配分ができたときに、その住民自治組織の中にその協議会っていうのがあれば、その地域内で活動する。そこに対して自治組織から予算配分をするとか、そういう仕組みができるかとは思いますが。

ただ、これは近い将来というよりも、本当、夢に近いぐらいの今話しを語ろうとしている、そのぐらいのことかもしれませんけれども、取り急ぎは今も申し上げたとおりですので、何とか財源確保には努めたいと思いますけれども、またそういった背景があることを御理解いただきたいと思えます。

議長： よろしいですか。

事務局： 私からも話しをさせていただいてもよろしいですか。従来は先ほど委員さんが言われたように、恐らく役所のほうが全面的な支援をして、金銭的な支援、人的な支援もあったかと思うんですけども、この背景のところ、事務局が書いておりますように、少子・高齢化で財政規模そのものも縮小していかないかん、職員の組織そのものも小さくしていかないかん、そういう中で、役所が担える業務と、どうしても市民の方に担っていただく業務というのがあるというふうに思います。

ただ、それを全くもうじゃあ市民の方だけにお任せするというのではなくて、市民の方に主体的にさせていただきながら、我々も後方支援するというふうなことが協働を支えていく一つの方法なのかなというふうに考えております。先ほど具体的に金銭のこととかも話されましたけれども、団体を詳しく調べてみないとわからないんですけれども、もしかするともう団体のほうで自立をした活動をしていただきたいというようなことでいろいろと事務局のほうで申し上げたのかもしれないかなと思います。

委員： やっぱり協議会という組織とか、自治体という組織とか、部落、あとお祭りをする組織とか、そういうものが市民や職員の方と協議して、信頼をつなぐことによって相乗効果があり、やっぱり助けてあげよう、お願いしようという関係が何か薄れていくような気がして、そこら辺の、伊予市側の人たちもこうですけど、こういうふうにしてあげますっていう助けのコメントがあれば、何か手を引きますみたいな感じの話し方だったんで、じゃあ私たちはこれからどうしたらいいんだろうという不安が残る。そこを、言葉のプラスを、助けてあげれますよというところを加えてあげてまた説明していただけたら、不安も取り除けるし。こういう状態の説明でいくと、やっぱり市民は離れていくような気がするんですけど、そこらへんのお金ではないところの助けを是非職員のほうから私たちに投げかけてくれたらと思うのでよろしくお願いします。

議長： そこはそしたら意見であり要望みたいな形で受けとめていただけたらと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

委員： はい。

議長： 確かにいろんな行事に市職員の方の参加が減ってはおるとは思います。

委員： よろしいでしょうか。

議長： 委員さん、どうぞ。

委員： 前会より1年2ヶ月が過ぎ、記憶をたどるのは難儀なことなんですけど、前の資料を見たり、今回の資料も見ました。以前にも申し上げましたが協働という漢

字、この言葉の認知度は22、3%となっています。協働と参画により早々に地域に合ったまちづくりができるとは思っていませんが、先ず、「参画と協働によるまちづくり」の表紙をもっと響きのいい、角の無い、馴染み易いタイトルに変えてはどうかと思います。

昔、伊予市の大半の地域が農家であったと思われませんが、今、専業農家はわずかになっています。市街化は進まず母屋は農家でありながら、二男、三男また嫁いだ娘達が土地を相続し新宅として住んでいる形態が多く、少ない田畑を分与され村社会的構図というか、地縁というより血縁的な力が地域の行事にも影響している面もあります。そういう地域の社会的構造が変わっていく中、今回の協働の定義に示されている、連携協力していきましょうという内容が、絵に描いた餅にならぬための努力を、私のような見識の狭いものにはどのようにしたらよいか、非常に難しい問題として受け取っているところです。

議長：　　今のは御意見という形でよろしいですか。

委員：　　はい。

議長：　　その他何かございましたら。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長：　　続きまして、2、地域担当職員制度について事務局に説明をお願いいたします。

事務局：　　そうしましたら、地域担当職員制度につきまして、私のほうから御説明をいたします。

こちらのほうの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、地域担当職員制度、あるいは地区担当職員制度とも言いますが、こちらのほうの言葉とかを聞かれたことがある委員さんはいらっしゃいますか。余り確かななじみがないかもしれません。これ1番目に担当職員制度とは何かというふうに書いております。ちょっと読み上げてみますと、地域担当職員制度とは、住民との対話・交流を通じ、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員の意識をも住民本位に転換させることを目的に、職員を各地域の担当者として配属し、住民と共に地域課題の解決を図る制度というふうに書いています。簡単には言いましたら、今市職員を各広報区なり、あるいは小学校区、公民館区、こういったところに担当の職員として、君は南伊予地域担当職員です、君は北山崎担当職員ですよ、そういうふうに指定をして配置をしていくということになります。

こういった職員が何を役割としていくのかということなんですけれども、基本的には地域とのパイプ役として、行政マンですから、行政内部のことが詳しいですので、そういった専門的な知識を生かして地域の方の相談体制をとる、あるいは地域からの要望を所管課につなぐとかっていうふうなことが想定されます。

地域担当職員制度っていうのを今回今日ここでお示したのは、先ほど住民自治組織の話を差し上げましたが、そのときに冒頭のこの協働の指針の説明の中でもちらっと申し上げたんですけど、もともと伊予市には自治基本条例という一番最高位になる条例がありまして、この中に住民自治参画協働のくだりがちゃんと決められています。そして、その中で住民自治組織というのを立ち上げていきましょう、ここを中心にやりましょう、そのために住民自治組織に対しては人的な支援とあわせて、財政的な支援も市としてはやっていくんですというふうなことが書かれています。

1つ、地域担当職員制度を考えたときに、住民自治組織というのをこれから立ち上げていく、あるいは立ち上がった以降に活動していく中のいわゆるアドバイザー的な役割を担う職員として配置するのも一つの手法なのかなあというふうなところで、今現在、この制度そのものについて活用するかどうか検討しているという段階にあります。

地域担当職員としてはそういうふうな役割なんですけど、ちょうどこれ伊予市では似たような役割を持つ方として広報区長さんの制度を設けております。広報区長さんも市長のほうから委嘱を、地域の代表者の方に委嘱をしまして、こうしたパイプ役のいろんな手続であるとか、要望の取りまとめ、それからこちらからの情報の伝達っていう、そういったものをお願いしているところですので、広報区長さんの制度と地域担当職員制度というのをどう切り分けていくかというのも1つあるかと思えます。

そういったところに、次に2番目、下段になるんですけれども、地域担当職員制度の多様化というところで、行政サービスもさまざまいろんな幅広いサービスというのを行わなければならないと、また地域課題というのが幅広くなってきたというところで、地域担当職員というのも置き方としてどういった置き方が良いのかというのが全国の事例で見えますとさまざまです、現業職員を除いて全職員が所属する課の業務とは別に、小学校区を中心にしてそういう自治会組織の区域、伊予市では区というところになりますが、そういうところにも正職員を配置するとか、あるいは課長クラスの人がそういうコミュニティー組織の会に出席をする、あるいは地域担当職員という指定した職員を実際に出席

させて、地域の中のアドバイザーとして取り組んでいくというふうな、こういった活用方法というのが考えられます。

担当職員を置くことのメリットと課題というところなんですけれども、メリットとしましては、1番は住民の方と市役所との間に色んな隔たりがあるかと思えますので、そういった地域に職員が入ることによって、直接的にあそこはこうだとか、その意見の反映も早いんじゃないかとか、あるいはきちっとしたそういう信頼関係が結べるんじゃないかとか、そういうことがあります。そしてまた、職員自身に置きかえますと、そういうふうに地域でさまざまなことを経験させてもらうことによって、行政マンとしてこれから続けていく中で、資質の向上、職員自身の勉強にもなるということにもつながると思っております。

ただ、課題も実はありまして、職員を、どういう置き方をするかにもよるんですけれども、伊予市のレベルでは今のところ兼務という形じゃないとなかなか専任で置くということが難しいかと思えます。兼務になりますと、日常の業務をこなしながら、そちらの地域担当の業務をするということになってまいりますので、当然職員の方の負担も増えます。先ほど財源の話もあつたんですけれども、例えば夜間、休日に会に出席してくださいということになると、これも業務ということですので、当然時間外の手当の話も出てまいります。そういうところが1つ課題にもなっているかなあと。それと、先ほど申し上げました広報区長制度とのすみ分けというところも出てくるということになります。

4番が、広報区長さんなんかの制度になりますけど、ここはもう皆さん方大体おわかりになられていると思えますので、割愛させていただきまして、5番の自治基本条例と人的支援ということで、冒頭にもありましたように、これは人的支援の一つとしてやってまいりましょうっていうふうにしたときに、1つ地域担当職員制度と違う制度にはなりますけれども、地域おこし協力隊員と言われる皆さん方がいらっしゃいます。今現在、伊予市にもお二人の方が佐礼谷と双海地域、こちらのほうにいらっしゃいますけれども、この方の住民自治されだにができてからは一貫して地域おこし協力隊員をされだにさんに置いております。1つ背景には、この人的支援の一つですよということで、この協力隊員さんを置いているということがあります。

この地域おこし協力隊員さんにつきましては、都会のほうから田舎に引っ越してもらおうという、広く言えば移住施策の一つになるんですけれども、引っ越してもらって、その方に地域活動をしてもらいながら、まちおこし、町の皆さんを元気にしてもらおうとか、何らかの事業を展開していく、そして引き続きその地域に住んでっていうような、国が今すごく推奨している制度なんです。

そういったこともありまして、この地域おこし協力隊員であれば、一定の国からの財政的な措置っていうのがありますので、お金の面でいくと地域担当職員制度よりこの地域おこし協力隊員制度のほうがいいのかなというふうにも考えているところでもありますので、こういったところも踏まえながら、今後、いろいろと整備していきたいなと思います。

最後のページになりますけど、これが先ほど言いました地域担当職員の専任職員を業務割り当てとして日中からそれに当たる人、それから併任職員、それから地域おこし協力隊員のメリット、デメリットをそれぞれ書いております。

これも本格的協議は、新年度に入りましたら、ある程度まず市役所の庁内でも自治基本条例の内容であるとか、あるいは協働のこと、住民自治組織のこと、なかなか全員が意思統一ができてるかといえはそういうところも疑問がありますので、まず職員に対してもそういう情報提供、あるいは研修会の開催なんかもしていきまして、あとは部署間を超えた何らかのそういう組織も立ち上げて、このことについて協議していかなければならないなというふうに考えております。

地域担当職員制度につきましては、以上で御説明を終わります。何か御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございます。

事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：はい

議長：委員さん、どうぞ。

委員：私今住民自治されだにの役員をしておる者なんですけど、この地域担当職員制度、これ意見として大変ありがたい制度だなあというふうに聞かせていただきました。

ここにも書いてありますとおり、メリットと課題なんですけど、メリットは、私も前から思いよるのは、やっぱり担当職員とそこに書いてありますとおり、顔の見える関係というのが私としては一番大事だなあと思います。それが最大のメリットだなあと思いますとともに、課題が職員の方の負担がかなり増えてくるということが気になるところです。この最後のページの専任職員、併任とありますが、専任職員を置くことになるとかなり役場のほうも負担になるろうと思いますので、併任で、あと何とか手当を出してあげてほしいなというふうには思います。この制度は大変ありがたいなと聞かせていただきました。

すみません、以上です。

議長 : ありがとうございます。

あとございませんでしょうか。

委員 : いいですか。

議長 : はい。

委員 : 双海町のほうでは、今現在、土日の夜入る人はもういなくなって、地域事務所の体育館を使うのは10時までですよ。それで、女性たちが体育館の使用、ソフトバレーの使用をするのに、大体主婦業が終わって、子供たちの世話をすると7時半ぐらいからその親睦バレーをしたりするのを、10時になったらとても慌ただしい時間になって。1つのお願いは10時半ぐらいまでの許可をしてほしいのと、私たち双海町でやっているまちづくり学校双海人っていうのも夜してるんですけども、それがまた10時までになると、いろんなお話とか、会のワークなんかをやっていると使いにくくなってきていて、ちょっと不便なところがあって。規則的にびしっと決めつけるのではなく、臨機応変ができるようなぐらゐの幅をつけてもらおうとありがたいんですが。そこらへんは無理なんですか。

あと、地域事務所には、どこかのおうちの方が亡くなったら連絡をしたりしてたのは、今後、どういう形でやっていくのか。市役所なんかには直接連絡するんですか。

事務局 : 死亡届のことですかね。

委員 : そういうのもずっと夜間いてくれたから連絡ができてたけど、そういう人たちがなくなったときの対応がこの地域担当職員という人に連絡することになるんですか。

事務局 : 個別に言うと、そこは想定してないです、死亡届のことに関してまでは。地域づくりについての担当職員と考えておりますので、そういう戸籍関係を扱うところの事務というのとは考えてないと。

委員 : 細かいことじゃなく、柱的なことを話し合うんですね。細かいところを決めていくのではない柱的なこの話をしているんですね。

事務局 : この担当職員制度をですか。

委員 : はい

事務局 : 地域づくりをしていくためのというふうなことで捉えています。

委員 : 小西さん、市役所的なああいうものをそこに求めているわけでしょ。

委員 : いや、地域づくり的なことをするということは、地域の人が有利になることだからこそ地域づくりですよ。その地域づくりの地域の人が困るようなことであれば、地域づくりではない。

委員：死亡届とかそういったのは、言ったらお役所仕事のあれじゃないですか。それは。

委員：今までそんなんは地域事務所に行ってたから、それらの対応がどうなってくるのかなど。

事務局：多分10時以降は警備会社が入るようになっているので、その受け付けができないがということですよね。恐らく聞いた話では、そういう電話が地域事務所に入れば、本庁のほうに。

委員：転送される。

事務局：はい。24時間警備の方がいらっしゃいますので、その対応は出来ようかと思えます、例えば土日であっても。

委員：いいですか。

議長：委員さんどうぞ。

委員：地域おこし協力隊の件で、佐礼谷と双海にいますとお伺いしております。以前、愛南町へ視察に行った時、愛南町役場にもおられました。また、伊予市とも交流があったと聞いています。その制度によって地域おこしに専念されている方たちはそれぞれ地域に顔の売れているという長所を持っておられます。そういう意味でも、本取り組みに組みしてはどうでしょうか。また、その際、財政的措置は善処されるのでしょうか。あと、佐礼谷、双海の両地区以外への配置は考えておられますか。

議長：よろしいですか、事務局。

事務局：実は、郡中はまちづくり郡中に1人配置をしていらっしゃいました。

ただ、本地区の方につきましては、昨年度をもってやめられまして、今現在は松山市のほうで生活をされているということになっております。これも国の予算措置っていうのが交付税措置っていうことでして、一旦市のほうはその係る経費を計上した上で、後で戻ってくるような仕組みになっておりますので。例えば南伊予でこれから住民自治組織でもやってみようかなあっていう中で、1人誰かおらまいかということがあれば、また事務局のほうでもそれは検討して、配置ができるようであれば。旧伊予市だったらだめですっていうことではありません。

ただ、地域的な課題というので捉えたときに、人口が減っていく地域とか、そういうところにできるだけ移住政策の一環ということで今は置くのがやっぱりいいのかなど。家族連れの方とかが引っ越してこられる、小学校なんかの子供さんが増えるとか、そういうところもありますので、取り急ぎは中山地域、それから双海地域っていうのを主眼に置いておりましたけれども、これからは住民自治組織という一体的な取り組みの中で、旧伊予市の地域でも手を挙げていた

だいたら、それに対して何らかの検討をしていきたいとは思っております。

委員： 地元発ということですね。そしたら、伊予市発という目で見ても、こういうところへ配置とうことではなくて、地元の要望に沿ってそれを検討していくということですね。

議長： どうぞ、事務局。

事務局： 地域おこし協力隊員がどうしても移住者、最終的にはずうっと住んでいっていただくということが目的になりますので、一番は私ども地域の方の受け入れの体制っていうのがすごく重要になってくるかなって考えております。ですので、そういうところもありますので、できればやってみようか、地域も来てくれるんやったら応援しよう思うきんという、そういうところと協議しながら進めたいなというふうに思います。

議長： よろしいでしょうか。

この地域担当職員制度としては、今後、行政のほうで引き続き検討されていくということですね。メリット、デメリット、結構深い問題があると思いますけど、よろしくお願いします。

議長： 続きまして、3、伊予市地域まちづくり交付金制度の創設等について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 引き続きまして、私のほうから地域まちづくり交付金制度の創設等について御説明を申し上げます。

これ先ほど申し上げました住民自治組織に対する財政的支援ということで、こちらのほう31年度から新たに創設しようとするものです。

今までどうしとったんですかということなんですけれども、今までは基本的に補助金制度で対応をしておりました。この1番の点々で困った枠内、今現在、住民自治されだにさんしか組織がありませんので、こちらに対してこういったような補助金をもって対応していたところなんですけれども、この市全体的に見た補助金制度のあり方っていうのが、18年11月にその見直し基準っていうのを示されていますけれども、この中ではサンセット方式と言いまして、一定の期間を切ってその団体あるいはその事業に対して補助金を出しましょう、その間にその団体あるいは実施主体が自主的に出来るような取り組みをしてもらいましょうというので、今はそういう方式になっております。

これからすると、先ほど申し上げましたこの住民自治組織に対しては財政的支援をしていくんですよと、伊予市に最も重要視されなければならない条例の中で決めてあることから、若干制度的にずれるというようなことがありまして、

今回、交付金ということで、基本的には組織に対してはずっと支援をしていけるような、そういう仕組みとしております。

2番目、1ページの下段になりますけれども、交付金の目的ということで、これは先ほど申し上げましたように、自治基本条例に基づいて長期的な、安定的な財源として交付金制度を導入いたします。そして、これをすることによって、地域の方が地域課題の解決に取り組んだり、あるいは地域の特色を生かした、そういった地域形成をしたり、長く地域が存続していけるような、そういうことを目的としております。

その2ページの表なんですけれども、こちら交付金の形と、あともう一つ予算提案型という、こういった仕組みの中でどういうものがあるのかという検証をしたときに、交付金としてお金をお渡しするっていうことになりましたら、併存型、部分統合型、包括型という3つの形に分かれるかなということでした。

併存型というのは、今現在の補助金、さまざまな補助金もお渡ししながら、交付金は交付金として別でお渡しして取り組んでいただくということなんですけれども、これはもう伊予市の場合、ちょっと財源的なお話も先ほど差し上げましたとおり、現実的ではないと。

それから、一番下の包括型、現行の補助金を全て統合して一括交付することによって、地域が総会でもって予算配分をして使っていくってところになります。これも今の現行の段階ではちょっとまだ組織の醸成といいますか、組織体もできてないということになりますので難しい。

ということで、部分統合型ということにしております。現行の補助金の一部は、一括して交付もできますし、統合対象外の補助金についてはそのまま交付すると。交付分の使途は地域で決定ということにしております。

次、3ページ目になりますけれども、交付対象団体ということで書いておまして、交付できる団体というのをもう限定してあります。1つは、認定を受けた住民自治組織で、かつ地域まちづくり計画というものをつくっていただく。

この地域まちづくり計画というのが何かいいましたら、伊予市でいうところの総合計画と同じでして、長期計画という、それぞれの地域における理念を掲げていただいて、長期的な視点に立った将来像をどうやって実現していくかっていうような計画になっております。それと、通常コミュニティー組織であれば毎年の年度事業というのが出てこようかと思いますが、長期計画というのを策定していくのが一番大きな点になろうかと思いますが、また住民自治組織を立ち上げる時の一つのネックでもあるんだろうというふうに私は考えてます。おそらくされだにさんのほうでもやはり計画の策定には時間を割かれたことだ

ろうなというふうに、御苦勞をされたというふうに聞いています。これが一番大変な作業であろうと思っております。

住民自治組織は、広報区以上の一定の範囲でもって組織する組織体ということにしていますので、ここは規約があるとか、ある一定の条件、ここに3ページ目の中段下を書いてある、具体的基準というふうに書いてますけど、こういったものを具備しておれば、認定ができるということになります。

次、交付金の交付対象事業ということで、下段から次の4ページの下段まで書いておりますけれども、基本的には今回創設する交付金、その制度につきましては、この住民自治組織が活動する上での基礎的な活動経費に充てていただく経費というふうに捉えております。

対象経費をこの下を書いておりますけれども、基本的にはほぼほぼ何でも使って構いません。ただし、食糧費なんかであれば、懇親会に充てる飲食代はだめですよとか、一定の制限はありますけれども、幅広い費目でそれを受け入れして、対象とできるというふうに決めております。これをすることによって、ある程度弾力的な運用ができるというふうにも考えておりますので、是非使いやすい形で活用していただきたいと思えます。

5ページ目になりますけれども、交付金の算定基準ということで、実際に具体的にどのくらい金額がもらえるんだろうかということですが、1組織体の均等割というのと、あと組織のエリア内の人口割、これで捉えています。均等割額は10万円、それから人口割額が1人当たり100円、これ掛ける人数分ということになりますので、大きな組織になりますと、当然金額が大きくなっていくということとあります。組織体がどんどんどんどんでき上がって進んでまいりますと、当然これに対する経費っていうのも、市役所全体としては予算化を図っていく必要がありますので、先程いいました財源の話と合わせ、全体的に検討調整をしていかなければならないというふうに思っております。

交付金申請の流れということで、5ページの下段に書いておりますけれども、基本的には交付金は自由に使っていていいですよというお金とはいえども、やっぱり一定のチェック機能っていうのは働かなければ、交付金ですので、税金っていうこともありますから、そういったところで、今の現行の補助金の交付制度と近い形での運用を考えています。申請に基づいて交付をしまして、交付決定をして、早ければ概算払いができます。最終的には実績報告を受けた中で、領収書なんかを全て、領収書つづりを添付してもらって、それを確認した上で再度精算をするという流れになります。

次のページでございますが、制度比較表ということで書いてます。今までお支

払いしていた補助金とどう違うんだろう。左側が住民自治活動支援補助金と言いまして、今年度までの制度です。これは住民自治組織が立ち上がる際に、一定期間住民自治活動の活動経費として補助対象経費の2分の1、それを100万円を限度としてお支払いします。ですので、対象経費が200万円の事業をしますと、そして100万円を限度としてお支払いします。この補助金制度が、そういったところも一つ住民自治組織を立ち上げる上で若干問題があろうかと思いまして、これが今現在ある組織を住民自治組織に移行する場合は、当然財布も、活動経費も出ると思いましますので、いわゆる持ち出し分ができるかと思いましますが、ところが新しく小学校区で大きな組織を立ち上げましようというたときには、全く何もない状態ですから、その組織に負担をしてくださいということはなかなか難しいんじゃないかと思いまします。そういったことがありますので、今回はちょうどまちづくり交付金制度、こちらにつきましては今既存ある住民自治組織に対してお支払いしていきましよう、ずっと将来にわたってお支払いましようということですが、この立ち上げに当たっての経費についても今現在はこの住民自治活動支援補助金の活動準備費っていうところでお支払いしてゐるんですけど、これも近いうちに交付金として全額使えるようにまたしたいなというふうに考えております。

いずれにしても、補助金は、先ほども言いました、こういった対象経費が2分の1までとか、あるいは5年間で打ち切りますとか、そういう制限がありません。そこが交付金とは一番大きな違いとなります。

あと、対象経費の自由度であつたり、それから右のページの上から2つ目、3つ目になるんですが、積み立て繰り越していうのも一部認めようじゃないかというふうになっております。これは、活動していく中で、少し大きい事業をしたいなとか、今回は節約できたから財源は圧縮できました、ただ来年度以降また使う可能性があるからということで、市役所のほうと協議の上、そういった一定の期間の積み立て、それから繰り越しというものも構わないようにしていきます。

そして、この表の一番下側、加算交付金というところを書いてあるんですけども、今まで申し上げましたこの均等割10万円、人口割100円掛ける人口というのは、活動に対する基礎経費分としてのお金でありまして、いざこちらの協働の事業をやっていきましようっていったときにお渡しする予算としてこの加算交付金になってこようかと思いまします。これはどういうものかといいますと、手挙げのほうでそれぞれ住民自治組織から手を挙げていただきまして、我々のところではそしたら、ここの四角の右側に書いてますけど、今敬老会をしてるけ

ども、敬老会というて1回だけするんじゃああれやきん、年間通じて敬老事業みたいなんにおきかえろうわいとかですね、あるいは防犯安全、そっちのほうにも力入れたいとか、そういったような地域独自の取り組み、その地域ごとの取り組みっていうのを言っていた中で、市役所としても予算化が図れるものについてはこういったより使いやすいお金としてお渡しできるかなということ。これは、今はされだにさんしかないので、これからされだにさんのほうともいろいろ協議しながら、こういう仕組みをつくっていきたいというふうには考えております。

以上、交付金制度の創設等ということで御説明させていただきました。御意見等よろしく願いいたします。

- 議長：事務局からの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。
- 委員：はい
- 議長：委員さん、どうぞ。
- 委員：交付金について組織の人数っていうのは何人からになるんでしょうか。
- 事務局：今現在は、最少の人数はおおむね200人以上。
- 委員：200人。
- 事務局：はい。これがなぜ200人であるとか、一定の地域量、今予定してますのは、小学校区単位ぐらいの大きさが理想じゃないかなと。なぜそれ小学校区なのっていうことなんですけど、先ほど申し上げました人口減少というところが一番心配なところでして、余りに小さなコミュニティー組織を住民自治組織っていうふうに認定をいたしますと、またいずれかのときに合併となって、その組織より大きい組織をつくらなければならない時期がやってくるだろうというふうに思っています。ですので、できるだけエリアとしては小学校区単位ぐらいのエリアがいいだろう。人口も一定規模以上、200人っていうのであれば、ほぼほぼ旧伊予市の小学校区では対応ができるのかなあと。

実はこの交付金制度をつくるときに、こちらのほうで試算といいますか、地域割りの案というのをつくって協議いたしました。この中で、旧中山地域であれば、野中とか永木っていう、今もう小学校としては現実にはないんですけども、ここの人口っていうのが200人から300人の間というところですので、こういったところもありまして、今は200人以上という基準にいたしております。

- 議長：それ200人、300人というのは全部の人口という意味だろ。
- 事務局：地域内の、小学校区内の。
- 議長：子供とか全部合わせて。
- 事務局：そうです。

議長 : その200人っていうのは全部合わせての人数やろ。

事務局 : そうです。

委員 : 人数っていうのは200人の名簿があればいいんですか。

事務局 : 市役所のほうでエリア内の人口というのは今全部わかりますので、住民基本台帳のほうからの毎月そういった人口は統計上出してますので、そこでわかりません。交付金の算定基準がこの交付金をお支払いする年度の前年の8月末、そこを基準に計算をしますというふうなことになりますので。

議長 : だったら、その名簿みたいなものは必要ないということでしょ。

事務局 : はい。

議長 : その地区でいいっていうことでしょ。

事務局 : そうですね。

議長 : その地区の人口が何人いるかみたいな。

事務局 : 全体対象ですよ。

委員 : それぐらい軽い。

議長 : そういうことですよ。

事務局 : そこに名前が入ってますよみたいな名簿が要るっていうわけではないです。

事務局 : はい。

議長 : それはもう本当に子供から老人まで全部合わせた人数が190人ぐらいおりますみたいなことで構わないということですね。

事務局 : はい。

委員 : 1つ聞いていいですか。

議長 : はい、どうぞ。

委員 : これは住民自治組織があるところの交付金ですか。ごめんなさい、私NPO法人なんで、NPO法人だなんて思って聞いたんだけど、これってまちづくりに入るのかなと思ったんだけど。住民自治組織があるところのみの交付金ですよ。

事務局 : すみません、市として今住民自治組織っていうのを中心にやっぱり協働事業を進めるのが一番効果的であるというふうに考えております。ですので、先ほども申し上げましたように、住民自治組織の中にはコミュニティー組織、今で言う自治会組織もあれば、愛護班とか、PTAとか、あるいは民間企業、そしてNPO、そういった団体がやっぱり横のつながりを持った大きい組織っていうのが、一番、いろんな事業をする上で一番強い組織なんかなあというふうに思います。ですので、委員さんの、例えば大平、南山崎の地域でそういったものを立ち上げましょうといったときの構成団体の一つと思って取り組んでいただ

ければ、その中で予算配分、こういう事業のですね。

委員：　　ですよね。

事務局：　　はい、そうなりますので。

委員：　　はい、わかりました。

事務局：　　すみません。

議長：　　よろしいですか。

委員：　　はい。

議長：　　そのほか、何かございましたら。

委員：　　ちょっと。

議長：　　委員さん、どうぞ。

委員：　　交付金制度と、制度はよう似たようなものと思うんですけど、地域おこし協力隊の制度がどれだけ継続するかちょっとわからんところもあるというような不透明な面もあるということだったと、もうまさしくそのとおりでね、これは総務とは関係ない仕事なんですけども、今年度で制度が切れる、農業関係ですが、多面的機能交付金制度というのが農業にかかわる補完的な事業をやる、水路を直したり、農道を直したりすることなんですよ。これは南伊予でも1年で3,000万円弱ぐらいのお金が入ってきよるわけなんです。なかなか厳しいところもあるんですよ、会計検査院の検査があつたりも、それはどこもやったりするんですが。こういう補助制度というか交付金制度というのは、割合、市役所でも本当言うたら専門的な人を置いて、もうあらゆる分野での農林水産、一般的なものの補助制度というんですかね、そんなんを研究する人を、1つの自治体に1人置いとるいうたら大変ですけど、この道後平野ぐらいで2人か3人置いて検証するぐらいの値打ちはあると思うんです。はっきり言うてね。林業でも、農業でも、漁業でも、補助制度というのは皆つきものですから。だけど、言よったように、5年で終わりよとか、だけどさっき言った多面的機能交付金制度なんかも30年度受けれたけど、31年度というのはまだ農業やってる人には、地域の人には具体的なもんは知らされてないんですね。もう31年3月31日になくなるんじやったら、30年10月ぐらいには次からこういうなんは継続してできませんよと。国がそういうのを出してこんのですね、はっきり言うたら。今ごろになって、市役所に聞いたら、どうも同じような方向でまた継続の形で出てくるらしいと。らしいしか言わんのですけど。らしいですよと。ここが、もちろん話はこちらのほうなんですけ。そういう中で、全般的にこういった、こういう機会に補助制度、いわゆるそういう交付金制度というのをどんどん市役所としては職員が研究して行って欲しいなと思いますね。

議長： 国の施策って大体遅いんですよね、行政に落ちるんが。補助金に関しては、市職員の方はかなり精査されては、何か返答されます。いいですか。市立図書館あたりもいろんな補助金を本当に調べて、検討も各課にしてもらってると思います。

私のほうから、これ行政がやることなんで、4月が交付申請になっとんやけど、交付申請はもう4月しか受け付けない、5月になっても受け付ける、受け付けない。

事務局： これは随時受け付けさせていただきます。

議長： これは随時、了解しました。

やっぱり行政と違って、遅れて、5月、6月になったら、来年まで待ってっていうのはちょっとしんどいから、随時受け付けしていただいたらそれは助かると思います。

あと、何か御意見ございましたら。

委員： 1つだけいいですか。

議長： はい。

委員： 要望なんですけれども、私のところはNPO法人なんですけれども、まさしくもうど素人の集まりで、NPO法人を設立したんですけれども、事務処理がすごく煩雑なんですよね。それで、市役所なんだけど、NPO法人に関しての、質問とか、そういうことを教えてくれる場所があったら非常に助かるんです。今の現時点では、松山市まで習いに行ってるんです。なかなか教えてもらうのに旅費を払って来てもらって教えてもらうとか。だけど市のほうにNPO法人設立の窓口はあるんだけど、そこでも私たちが設立するときには一字違いで行ったり来たりだったんです。一字が違ったらそこでないんです、市で受け付けるんだったら何で市でわからないんだろう。それで何か月もかかった。10回ぐらい行ったり来たり行ったり来たり。そういうところを詳しく教えてくれる、本当にこっちがもう物知らずで悪いんだけど、そこを教えてくれる場所があったら非常に助かるかなと思ってます。

議長： 松山はどこ行くんですか。

委員： 私自身は行かないんですが、それ担当の人がボランティアでしてくれているんですよ、その人が行ってくれるんです。

議長： 松山市役所じゃなくて、どこに行かれよるんですか。

委員： 多分松山市役所の中にあるんじゃないかなと思います。同じところに行ってるっていう。

議長： 市役所の中にある。

- 事務局 : 県ですかね、もしかすると。愛媛県。
- 委員 : いや、県じゃないです。
- 事務局 : ボランティアセンターですかね、そしたら。
- 委員 : 1回は来てもらったんですよ。もうそういうことだったら本当にガソリン代だけ行ってあげますということで最初は来てもらったんだけど。私も一緒にしてたのに、私には手に負えなくなって、もうギブアップして、そういう担当の人にしてもらってるんだけど、その人でも年に一、二回は必ずそこにわからないことがあったら聞きに行くっていう事態が出てるので。
- 議長 : 今知ってる限りでいいんで、何かコメントいただけたら。事務局で、お願いします。
- 事務局 : 実は今NPOは私が担当しております。すみません、設立の際、いろいろと御迷惑をおかけしたということで、まずはお断りいたします。
- やはり設立認証となりますと、割と規約のことから始まって、あと役員名簿とか、あるいは誓約書、住民票ですかね、3カ月以内、そういう添付書類のこともあります。私自身今年度から担当しておりますけれども、今年度1つ認証をいたしました。このときに、規約があるでしょ、財務諸表のほうはちょっと専門家じゃないので難しくて、担当としてわからないところがあった。ただ、規約のほうは中身を精査する上で、行ったり来たりはおっしゃるよう一番手間がかかりますから、データでいただいて、こちらのほうで確認して、赤字でデータで直したんをお送りして、また確認してもらって、そこでいいよということになればそれはそれでいけると。できるだけそういう形で申請される方の負担にならんようにというふうには今は思ってます。
- 委員 : それはいいですね。
- 事務局 : まだ、恐らく（個別NPO法人の事務担当者名）さんが来られているかと思えますので、わからないことがあればどうぞ市の窓口のほうにお聞きください。私自身わからなかったら、愛媛県に窓口がありますから、もともと愛媛県の事務を市のほうが権限移譲してますので、愛媛県と連携しながらしてますから、そちらにも照会しますし、情報もまた。
- 議長 : それは事務局さんに連絡したんでいいということで。
- 事務局 : はい、是非私に。
- 委員 : その節はどうぞよろしく願いいたします。
- 議長 : ちなみに、NPO法人って伊予市に幾つぐらいあるんですか。
- 事務局 : 今9つぐらいじゃなかったかな。できたり、やっぱりやめる、閉じるとこもあったりいろいろなんですけれども。

議 長 : じゃあ、それは事務局さん、よろしく願いいたします。

事務局 : お願いします。

委 員 : ありがとうございます。

議 長 : あとはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 : それでは、本日予定されていた議題は以上でございます。

なお、本日説明した伊予市協働の指針につきましては、市長から諮問を受けておりますが、十分な協議が図られてませんので、本委員会で答申せず、継続審議として次期委員会へ引き継ぐこととしてよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 : 委員の皆さんにおかれましては、貴重な意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして第2回伊予市参画協働推進委員会の議事を終了いたします。

15時 閉会